

# コロナに負けない！



みんなで一緒に  
頑張りましょう。

給付金等の申請忘れがないようご注意ください。

## ■特別定額給付金 10万円

4月27日時点で住民票がある方へ一律10万円を給付する国の事業。広川町では、5月ゴールデンウィーク明けに申請書を送付、5月20日に1回目の給付、7月14日現在98.9%以上の方に給付を完了しました。(政策調整課)

## ■2020年4月28日以降生まれたお子さんにも10万円！

(臨時出産支援金事業 1,902万1,000円を増額)

子育て世帯の支援として2020年4月28日から2021年4月1日に出生した子供を監護する人に一律10万円が給付されます。(その他要件が有ります。福祉課)

## ■子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルスにより影響を受けた子育て世帯の生活を支援するため、児童手当(特例給付を除く)を受給する世帯に臨時的な特別給付として支給(1人1万円)されるものです。(福祉課)

## ■就学援助制度

経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学校で必要な費用(給食費・学用品費等)の一部を支給します。(教育委員会)

## ■広川町持続化緊急支援金

国の持続化給付金と県の持続化緊急支援金の給付を受けた事業者には、町が上乗せ給付します。県の給付を受けた個人・法人には10万円、国の給付を受けた個人・法人には20万円を一律給付します。(令和2年7月14日現在の給付実績343件、申請は、令和3年2月28日まで。産業振興課)